

地域農業経営基盤強化促進計画（以下、「地域計画」という。）を次のように定めたので、農業経営基盤強化促進法（昭和55法律第65号）第19条第8項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年2月9日

南知多町長 石 黒 和 彦

記

- 1 地域計画（変更案）の策定区域
 - ①南知多町内海地区
 - ②南知多町山海地区
 - ③南知多町豊浜地区
 - ④南知多町豊丘地区
 - ⑤南知多町大井・片名・師崎地区